



地球に優しい
有限会社 浜田浄化センター

浜田浄化センターのNews Letter

浜 浄 産 廃 通 信

VOL.27
2020年
春号

春陽の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。新年度となり新たに気持ちを切り替えて社員一同身を引き締めて今年度も、皆様に信頼を頂けるよう努力して参ります。

廃棄物・有価物の情勢

今まで先進国は、途上国へ廃プラスチック、鉄スクラップや古紙（段ボール、新聞紙、雑誌）等の再生可能資源を輸出し続けていましたが、近年はそれらの輸出物による環境汚染問題が取り沙汰されています。

また、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）の改定により、再生可能資源の越境について今後さらに難しくなることでしょう。そのため、中国やASEAN 諸国などで再生可能資源の輸入規制が進み、日本での国内再生が求められる事となり、多額のコストがネックとなってしまいます。



同じく海外で再生していた古紙等の有価物の買取価格も下がっています。再生コストを補えなくなる傾向へ進んでいるため、現在は無料引取している古紙等も将来的には有償引取にせざるを得ない状況になる事も予想されています。

今後も、廃棄物・有価物情勢をよく注視し、いち早く情報を提供して参ります。

許可証更新

この度、島根県での特別管理産業廃棄物 処分業の許可更新を行いました。引き続き**優良事業者認定**を頂き、有効期限は7年間です。



契約者様には、許可証の写しを郵送いたしましたので、許可証がお手元に届きましたら、お手持ちの産業廃棄物契約書と合わせて保管をお願いいたします。

また、弊社ホームページの許可証一覧でもPDFにてダウンロード可能です。



廃棄物 Topics

大気汚染防止法規制強化

政府は今期通常国会で、全ての建物解体・改修工事を行う際、アスベスト含有の有無を事前に調査し、各都道府県の自治体に報告する事を義務付ける法案を提出しています。

素案では、住宅や病院などの建物で天井や壁の内装材として使われているスレート板などの建材の解体・改修工事を新たに対象とし、施工者に事前調査などを義務付ける内容となっています。作業基準の違反に対する罰則も受注者だけでなく、下請け会社にも強化される方針となっています。

なお、施行は2021年度になる見通しです。

わが社の社員



収集運搬担当

名前：中田 光明
出身地：浜田市
趣味：旅行と野球
(カーブ筋36年)です。

〈お客様へのコメント〉

入社して1年になりましたが、覚える事や勉強する事がまだまだたくさんあり、日々勉強しながらの業務遂行です。安全運転に心がけていますので宜しくお願いいたします。



お問い合わせ先：

有限会社 浜田浄化センター 生湯工場
〒697-0002 島根県浜田市生湯町 1892-4
Tel:0855-22-3883 Fax:0855-22-8066